

2. 介護保険サービスを使う

2-1 居宅サービス

※※要介護1～5の方が利用できるサービス※※

※居宅サービスは、在宅での介護を中心とするサービスです。必要とするサービスを組み合わせる利用することができます。

※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。

※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)

※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

ケアプランの作成・介護サービス利用についての相談

きょ たく かい ご し えん

居宅介護支援

介護保険サービスを利用するには、ケアマネジャーと相談し、希望や心身の状態に合ったケアプランを作成してもらうことが必要です。ケアマネジャーを決めることが、サービスを利用する第一歩となります。

★ケアプランは、より良い生活を送るために立てる計画です。日常生活を送るうえで改善したい点などがあれば、ケアマネジャーに積極的に伝えてください。

★また、一度作成したケアプランでも、見直しが可能です。見直しが必要であると感じた場合は、いつでもケアマネジャーに相談してください。

ケアプランの作成・相談 無料(全額介護保険で負担します。)

日常生活の支援

ほう もん かい ご

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが自宅を訪問し、身体介護や生活の援助を行います。



〈身体介護〉

- ★食事・入浴、排せつの介助
- ★通院の介助
- ★衣服・シーツの交換 など

〈生活援助〉

- ★調理・掃除・洗濯 ★生活必需品の買物 など
- ※本人や同居家族が障がいや疾病等により家事を行えない場合に利用できます。

〈通院等乗降介助〉★通院などの際の乗車前、降車後の移動等の介助や、通院先、外出先での受診の手続きを含む介助

自己負担(1割)のめやす

身体介護 が中心	20分～30分未満	250円
	30分～1時間未満	396円
生活援助 が中心	20分～45分未満	183円
	45分以上	225円
通院等乗降介助(1回)		99円

次のサービスは、対象外です。

「生活援助」は日常生活を送る上で必要な範囲に限られるため、次のようなサービスは介護保険の対象となりません。

- ★本人以外の家族のための家事
- ★ペットの世話 ★草取り・花の手入れ
- ★大掃除、模様替え など

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※要支援1・2の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。(P.25～26)

自宅を訪問してもらい入浴やリハビリを受ける

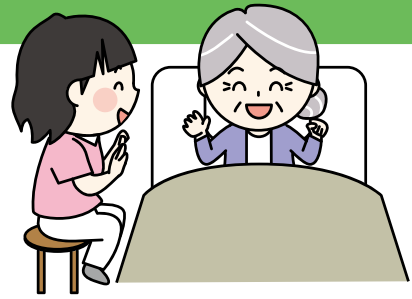
ほうもんにゆうよくかいご
訪問入浴介護

浴槽を設置した入浴車などで介護職員や看護職員に自宅を訪問してもらい、入浴の介助を受けます。

自己負担（1割）のめやす

1回	1,293円
----	--------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



ほうもん

訪問リハビリテーション

理学療法や作業療法の専門家に自宅を訪問してもらい、リハビリテーションを受けます。

自己負担（1割）のめやす

1回	314円
----	------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

お医者さんの指導のもと療養生活を送る

きょたくりょうようかんりしどう

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などに自宅を訪問してもらい、健康管理や薬の飲み方、食事などの指導を受けます。

1回あたりの自己負担（1割）のめやす ※同じ建物にサービスを受ける方がほかにいない場合

医師の場合（月2回まで）	515円
歯科医師の場合（月2回まで）	517円
病院・診療所の薬剤師の場合（月2回まで）	566円

薬局の薬剤師の場合（月4回まで）	518円
歯科衛生士等の場合（月4回まで）	362円
管理栄養士の場合（月4回まで）	545円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ほうもんかんご

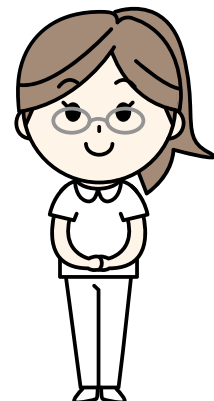
訪問看護

看護師などが主治医と連絡を取りながら訪問し、病状の観察や療養上のお世話を受けます。

自己負担（1割）のめやす

病院・診療所から訪問する場合	20分～30分未満	408円
	30分～1時間未満	586円
訪問看護ステーションから訪問する場合	20分～30分未満	481円
	30分～1時間未満	841円

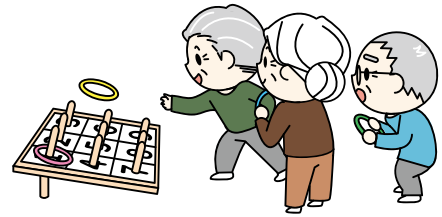
※早朝・夜間・深夜などの加算があります。



施設に通う

つうしょ かいご 通所介護 (デイサービス)

デイサービスセンター（日帰り介護施設）で、食事や入浴などの介護や機能訓練、他の利用者と一緒にレクリエーションなどを受けられます。



自己負担（1割）のめやす【通常規模の施設で、7時間～8時間未満利用の場合】

要介護1	668円
要介護2	788円
要介護3	913円

要介護4	1,038円
要介護5	1,164円

※食費・日常生活費は別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※小規模の「通所介護」は、地域密着型サービスとして提供されます。（P.20）

※要支援1・2の方は、介護予防・日常生活支援総合事業の「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。（P.26～27）

つうしょ 通所リハビリテーション (デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで、心身機能の維持回復のために日帰りでのリハビリテーションを受けられます。

自己負担（1割）のめやす【通常規模の施設で、7時間～8時間未満利用の場合】

要介護1	775円
要介護2	919円
要介護3	1,064円

要介護4	1,236円
要介護5	1,403円

※食費・日常生活費は別途負担です。※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

特定の施設に入所している方が利用する介護サービス

とくてい し せつにゆうきょしゃ せい かつ かい ご 特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどで、入所している方が、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

サービスは、包括型（一般型）と外部サービス利用型に分かれています。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護1	550円
要介護2	618円
要介護3	689円

要介護4	755円
要介護5	825円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

短期間施設に泊まる

たん き にゅうしょ せい かつ かい ご

短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設などの施設に短期間入所し、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	単独型・ 従来型個室	単独型・ ユニット型個室	併設型・ 従来型個室	併設型・ ユニット型個室
要介護1	656円	759円	614円	716円
要介護2	728円	829円	684円	786円
要介護3	801円	907円	758円	862円
要介護4	871円	976円	829円	934円
要介護5	942円	1,046円	899円	1,004円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

たん き にゅうしょ りょうよう かい ご いりょうがた

短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保険施設や医療機関などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	多床室・基本型	多床室・ 在宅強化型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室・基本型
要介護1	842円	915円	848円
要介護2	893円	993円	896円
要介護3	958円	1,059円	962円
要介護4	1,011円	1,118円	1,017円
要介護5	1,067円	1,178円	1,071円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※連続した利用は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



居室の 違い

★従来型個室：共同生活室（リビング）を併設していない個室

★多床室：定員2人以上の個室ではない居室

★ユニット型個室・ユニット型個室的多床室：共同生活室（リビング）が併設している個室

その他のサービス

- ◆地域密着型サービス・・・・・・・・・・ P.19～
- ◆福祉用具貸与・購入、住宅改修・・・・ P.23～

2-2 施設サービス

※※要介護1～5の方が利用できるサービス※※

- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

生活の場と介護を提供する施設

かい ごろうじん ふく し し せつ とくべつ よう ごろうじん

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

定員30人以上の特別養護老人ホームで、心身の状況等により常に介護が必要で、自宅での生活が難しい方が対象の施設です。施設サービス計画に基づき食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	18,538円	18,538円	21,080円
要介護2	20,739円	20,739円	23,281円
要介護3	23,033円	23,033円	25,637円
要介護4	25,234円	25,234円	27,869円
要介護5	27,404円	27,404円	30,039円

※原則として、要介護3以上の方が入所できる施設です。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

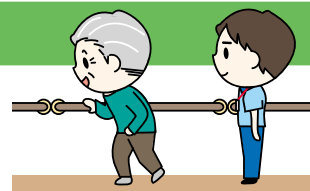
※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※居室の種類については、P.12下部「居室の違い」を参照ください。

リハビリ等で自宅への生活復帰を目指す施設

かい ごろうじん ほ けん し せつ

介護老人保健施設



病状が安定し、リハビリテーション等の医療サービスを受けることで自宅での生活復帰を目指す方が対象の施設です。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす

施設サービス計画に基づき医学的な管理のもとで介護や看護、リハビリテーションが受けられます。

要介護度	多床室・ 基本型	多床室・ 在宅強化型	ユニット型個室・ 基本型	ユニット型個室・ 在宅強化型
要介護1	24,955円	27,404円	25,234円	27,559円
要介護2	26,505円	29,791円	26,660円	29,946円
要介護3	28,551円	31,899円	28,706円	32,023円
要介護4	30,225円	33,697円	30,442円	33,852円
要介護5	31,837円	35,371円	32,023円	35,526円

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※居室の種類については、P.12下部「居室の違い」を参照ください。

長期療養のための医療と介護を一体的に受けられる施設

かいご いるいん

介護医療院



慢性期の医療・介護ニーズの対応のため、「日常的な医学管理が必要な重介護者の受入れ」等の機能と「生活施設」としての機能を兼ね備えた介護保険施設です。

要介護者であって、主として長期にわたり療養が必要である方が対象で、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理での介護、機能訓練等を受けられます。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

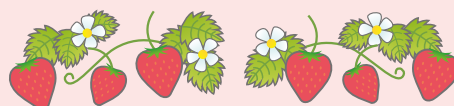
要介護度	I型・多床室	II型・多床室	ユニット型I型・個室	ユニット型II型・個室
要介護1	26,195円	24,707円	26,772円	26,691円
要介護2	29,667円	27,776円	30,194円	29,915円
要介護3	37,169円	34,348円	37,696円	36,890円
要介護4	40,331円	37,138円	40,889円	39,835円
要介護5	43,245円	39,649円	43,772円	42,532円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

ここでちょっとお知らせ



高齢者実態調査にご協力ください

栃木市では毎年、市民の皆様が安心してこのまちで暮らせるように、世帯の状況や何かあった際の連絡先を記録しています。
調査の結果は、普段の見守り活動、不慮の事故や緊急時に活用されます。



調査期間 毎年5月～6月ごろ

調査対象 お住まいの方が全て70歳以上のお宅
※年齢は4月1日時点。原則として69歳以下の方が同居
もしくは隣接地にお住まいの場合は、調査対象外となります。

調査内容 世帯状況、緊急連絡先 等

調査方法 担当の民生委員さんが、皆様のお宅を訪問し、お話を伺うか、または調査票の記入をお願いします。

- ・民生委員は、必ず「民生委員証」を携帯しています。
- ・この調査では、銀行口座や暗証番号を聞くことは絶対にありません。

【問合せ】 高齢介護課 高齢福祉係 0282-21-2241

2-3 介護予防サービス

※※要支援1・2の方が利用できるサービス※※

- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

要支援1・2の方に対する介護予防ケアプランの作成やサービス利用の相談

かい ご よ ぼう し えん

介護予防支援

要支援1・2の認定を受けた方が自宅で介護予防のサービスを利用するために、地域包括支援センター(P.41)の職員等が介護予防ケアプランの作成や、サービス利用の相談を受け付けます。

- ★介護予防ケアプランの作成及び相談は無料です。(全額介護保険で負担します。)
- ★ケアプランは、より良い生活を送るために立てる計画です。日常生活を送るうえで改善したい点などあれば、担当職員等に積極的に伝えてください。また、一度作成したケアプランでも、見直しが可能です。見直しが必要であると感じた場合は、いつでも担当職員等に相談してください。

要介護状態になることを防ぐため、自宅を訪問してもらい入浴やリハビリを受ける

かい ご よ ぼう ほう もんにゆうよくかい ご

介護予防訪問入浴介護

浴槽を設置した入浴車などで介護職員や看護職員に自宅を訪問してもらい、自立した生活を送れるように入浴の介助を受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	874円
----	------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



かい ご よ ぼう ほう もん

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法や作業療法の専門家に自宅を訪問してもらい、自立した生活を送れるようリハビリテーションを受けます。

自己負担(1割)のめやす

1回	303円
----	------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

要介護状態になることを防ぐため、お医者さんの指導のもと療養生活を送る

かい ご よ ぼう きょ たくりょう ようかん り し どう

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士などに自宅を訪問してもらい、健康管理や薬の飲み方、食事などの指導を受けます。

1回あたりの自己負担（1割）のめやす ※同じ建物にサービスを受ける方が他にいない場合

医師の場合 （月2回まで）	515円	薬局の薬剤師の場合 （月4回まで）	518円
歯科医師の場合 （月2回まで）	517円	管理栄養士の場合 （月4回まで）	545円
医療機関の薬剤師の場合 （月2回まで）	566円	歯科衛生士等の場合 （月4回まで）	362円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かい ご よ ぼう ほうもん かん ご

介護予防訪問看護

看護師などに訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上のお世話や必要な診療の補助などを受けます。

自己負担（1割）のめやす

病院・診療所から 訪問する場合	20分～30分未満	390円
	30分～1時間未満	565円
訪問看護ステーションから 訪問する場合	20分～30分未満	461円
	30分～1時間未満	811円

※早朝・夜間・深夜などの加算があります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



要介護状態になることを防ぐため、施設に通う

かい ご よ ぼう つうしよ

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関で、心身機能の維持回復のために日帰りでのリハビリテーションを受けられます。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	2,307円
要支援2	4,300円

※食費・日常生活費は別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



要介護状態になることを防ぐため、短期間施設に泊まる

かいごよぼうたんきにゅうしょせいかつかいご

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)などの施設に短期間入所し、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす

要介護度	単独型・従来型個室	単独型・ユニット型個室	併設型・従来型個室	併設型・ユニット型個室
要支援1	488円	571円	459円	538円
要支援2	607円	693円	571円	668円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

かいごよぼうたんきにゅうしょりょうようかいごいりょうがた

介護予防短期入所療養介護(医療型ショートステイ)

介護老人保険施設や医療機関などに短期間入所し、医療によるケアや介護、機能訓練が受けられます。

1日あたりの自己負担(1割)のめやす【介護老人保健施設の場合】

要介護度	多床室・基本型	多床室・在宅強化型	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室・基本型
要支援1	622円	682円	633円
要支援2	785円	846円	800円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、滞在費は、別途負担です。

※連続した利用日数は30日までとなります。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



居室の違い

★従来型個室: 共同生活室(リビング)を併設していない個室

★多床室: 定員2人以上の個室ではない居室

★ユニット型個室・ユニット型個室的多床室: 共同生活室(リビング)が併設している個室

要介護状態になることを防ぐため、特定の施設に入っている方が利用する介護サービス

かいごよぼうとくていしせつにゆうきよしゃせいかつかいご

介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた有料老人ホームなどに入所している方が、入浴や食事等の介護、必要な日常生活の支援、機能訓練を受けられます。

サービスは、包括型（一般型）と外部サービス利用型に分かれています。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要支援1	186円
要支援2	318円

※費用は、施設の種類やサービスによって異なります。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。



要支援1・2の方は、介護予防サービスだけでなく、総合事業の「介護予防・生活支援サービス」を受けることができるので、

ほうもんかいご

* 訪問介護（ホームヘルプサービス）

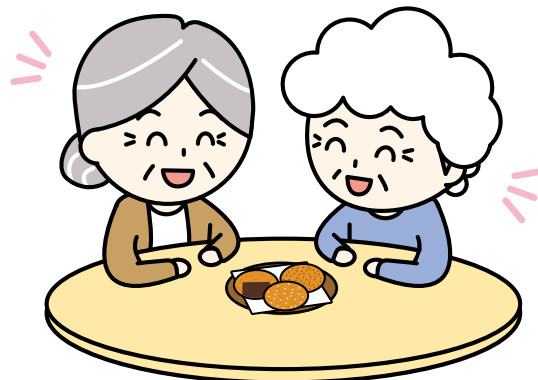
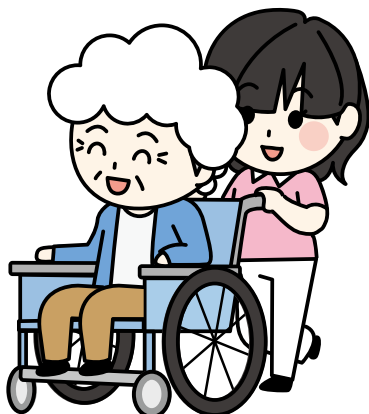
つうしょかいご

* 通所介護（デイサービス）

をご希望の方は、P.26～P.27 をご覧ください。

その他のサービス

- ◆地域密着型サービス P.19～
- ◆福祉用具貸与・購入、住宅改修 P.23～



2-4 地域密着型サービス

※ ※ 住み慣れた地域で生活するためのサービス ※ ※

- ※基本的に、栃木市内にお住まいの方に限り、利用することができます。
- ※こちらに掲載されている利用者負担の金額は、めやすとなります。
- ※個人により負担金額は異なります。(介護費用の1割、2割又は3割の自己負担)
- ※基本的なサービスに加えて、人員体制を手厚くしたり、特別なケアを行ったりした際に加算があります。

24時間対応の訪問サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

てい き じゅんかい ずい じ たいおう が た ほう もん かい ご かん ご

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、介護職員や看護師が一体的または密接に連携しながら定期的に巡回訪問し、日常生活上の支援が受けられます。また、通報や電話などにより、随時対応することも可能です。

1か月あたりの自己負担(1割)のめやす
【一体型事業所の場合】

要介護度	訪問看護なし	訪問看護あり
要介護1	5,561円	8,113円
要介護2	9,925円	12,674円
要介護3	16,479円	19,346円
要介護4	20,846円	23,849円
要介護5	25,211円	28,893円

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

夜間の訪問サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

や かん たいおう が た ほう もん かい ご

夜間対応型訪問介護

夜間の定期巡回や通報によりホームヘルパーが訪問して、日常生活上のお世話などを行います。



自己負担(1割)のめやす(1月・1回)

【オペレーションセンターを設置している場合】

夜間対応型訪問介護Ⅰ(定額+出来高)		
定 額	基本夜間対応型訪問介護費(オペレーションサービス)	1,010円/月
出来高	定期巡回サービス費(訪問サービス部分)	380円/回
	随時訪問サービス費(Ⅰ)ヘルパー1人対応	579円/回
	随時訪問サービス費(Ⅱ)ヘルパー2人対応	780円/回

【オペレーションセンターを設置していない場合】

夜間対応型訪問介護Ⅱ(包括報酬)	2,759円/月
------------------	----------

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※令和7年4月1日現在、市内に本サービスを提供する事業所はありません。

小規模な施設での通所介護サービス ※要支援1・2の方は、ご利用できません。

ちい き みっ ちゃく が た つう しょ かい ご

地域密着型通所介護

日中、利用定員18人以下の小規模なデイサービスセンター（日帰り介護施設）で食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練などを受けられます。

※食費、日常生活費は別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

自己負担（1割）のめやす
【7時間以上8時間未満利用の場合】

要介護1	764円
要介護2	903円
要介護3	1,047円
要介護4	1,189円
要介護5	1,331円

認知症の方に対するサービス

かい ご よ ぼう にん ち しょうたいおう が た つう しょ かい ご

(介護予防・)認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、デイサービスセンターや特別養護老人ホーム等で食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練を日帰りで受けられます。

※食費、日常生活費は別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

自己負担（1割）のめやす

【単独型事業所で、7時間以上8時間未満利用の場合】

要支援1	876円	要介護1	1,011円
要支援2	978円	要介護2	1,121円
		要介護3	1,231円
		要介護4	1,342円
		要介護5	1,452円

かい ご よ ぼう にん ち しょうたいおう が た きょう どう せい かつ かい ご

(介護予防・)認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)

認知症と診断された方が、共同で生活できる住居で、食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練を受けられます。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※要支援1の方は利用できません。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

1日あたりの自己負担（1割）のめやす

【2ユニットの事業所の場合】

要支援2	760円	要介護1	764円
		要介護2	799円
		要介護3	824円
		要介護4	840円
		要介護5	857円

通所サービスを軸に、訪問や宿泊を組み合わせたサービス

かいごよぼう しょうきぼたきのうがたきよたくかいご (介護予防・)小規模多機能型居宅介護

利用者の希望に応じて、1つの事業所で「通いのサービス」、「宿泊サービス」、「訪問サービス」を組み合わせて利用することが出来ます。費用は1回ごとではなく、月額定額の料金になります。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

※同じ建物にサービスを受ける方が居住していない場合

要支援1	3,509円
要支援2	7,091円

※食費、日常生活費、宿泊費は、別途負担です。
※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、
3割の方は3倍になります。

要介護1	10,636円
要介護2	15,632円
要介護3	22,740円
要介護4	25,097円
要介護5	27,672円

かんごしょうきぼたきのうがたきよたくかいご 看護小規模多機能型居宅介護

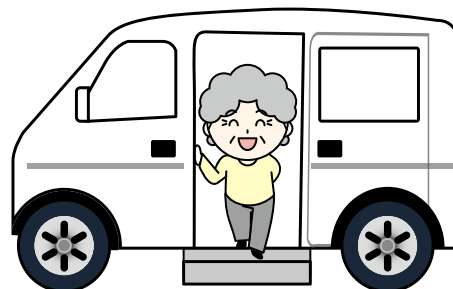
施設への「通いのサービス」を中心に、利用者の希望に応じて、自宅に来てもらう「訪問介護や看護」、施設に「泊まるサービス」を受けることができます。費用は月額定額制です。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

※同じ建物にサービスを受ける方が他にいない場合

要介護1	12,659円
要介護2	17,711円
要介護3	24,898円
要介護4	28,238円
要介護5	31,942円

※食費、日常生活費、宿泊費は、別途負担です。
※要支援1・2の方は利用できません。
※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、
3割の方は3倍になります。



小規模な施設での入所者・入居者のためのサービス

ち いき みつちやくがたかい ご ろうじんふく し し せつにゆうしょしゃせい かつかい ご
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員29人以下の特別養護老人ホームで、心身の状況等により常に介護が必要で、自宅での生活が難しい方が対象の施設です。施設サービス計画に基づき食事、入浴、排せつなど日常生活の介護や健康管理が受けられます。

1か月あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護度	従来型個室	多床室	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室
要介護1	18,879円	18,879円	21,452円
要介護2	21,111円	21,111円	23,684円
要介護3	23,436円	23,436円	26,040円
要介護4	25,699円	25,699円	28,334円
要介護5	27,900円	27,900円	30,535円

※原則として、要介護3以上の方が入所できる施設です。

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、3割の方は3倍になります。

※居室の種類については、P17の「居室の違い」を参照ください。

ち い き みつちやくがた とく てい し せつにゆうきょしゃせい かつかい ご
地域密着型特定施設入居者生活介護

介護保険の指定を受けた入居定員29人以下の小規模な介護付有料老人ホーム等で食事や入浴などの日常生活支援や機能訓練、健康管理等を受けられます。

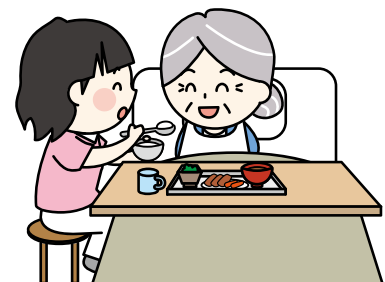
1日あたりの自己負担（1割）のめやす

要介護1	554円
要介護2	623円
要介護3	695円
要介護4	761円
要介護5	832円

※食費、日常生活費、居住費は、別途負担です。

※要支援1・2の方は利用できません。

※利用料は、自己負担が2割の方は2倍、
3割の方は3倍になります。



2-5 安心かつ自立した生活のためのサービス

＊ ＊ 自宅で生活するためのサービス ＊ ＊

※個人により負担金額は異なります。（費用の1割、2割又は3割の自己負担）

自立した生活や介護者の負担を減らすために福祉用具を借りる

かいごよぼう ふくし ようぐ たいよ (介護予防・)福祉用具貸与

要介護状態になることを防ぐ、または状態が今以上進行しないよう、福祉用具をレンタルすることができます。要介護度によって利用できる用具が異なります。

※TAISコード（タイスコード）が付いている福祉用具に限ります。

対象となる福祉用具 ★印の一部は利用者の選択により購入も可能	要支援 1・2 要介護 1	要介護 2・3	要介護 4・5
手すり（工事を伴わないもの）			
スロープ（工事を伴わないもの）★			
歩行器 ★			
歩行補助つえ ★ ※歩行補助つえは、貸与の場合と購入の場合 で介護保険対象となる杖の種類が異なり ますのでご注意ください。 ※一般の杖（T字杖、C字杖など）は対象外	●	●	●
(普通型電動)車いす（車いす付属品を含む）			
特殊寝台（特殊寝台付属品を含む）			
床ずれ防止用具	×	●	●
体位変換器			
認知症老人徘徊感知機器			
移動用リフト（つり具の部分を除く）			
自動排せつ処理装置	▲	▲	●

●利用可 ×原則として利用不可（例外有） ▲尿のみを吸引できるものは利用可

※都道府県等からの指定を受けた福祉用具貸与・販売事業者に限ります。

※事業者によって用具の機種や費用は異なります。

※要介護1以下の方が特殊寝台等の貸与にて、介護保険給付を受ける場合には、別途、軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いの基準に基づきますので、担当のケアマネジャーにご相談ください。

★次の福祉用具は、貸与か購入の一方を選択できます

・固定用スロープ ・歩行器（歩行車を除く） ・歩行補助つえ（松葉づえを除く）

※歩行補助つえ

【貸与の場合】：松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖(*)に限る。

【購入の場合】：カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

(*) 多点杖：杖先の接地点が3点以上の複数に分岐することで、杖の支持面を広くした杖。

T字杖などの介護保険対象外の単点杖のつえ先に、オプションで複数に分岐するゴムを装着し使用する杖は対象外。

日常生活や介護に役立つ福祉用具を購入する

とくてい かいご よぼう ふくし ようぐ こうにゅう
特定(・介護予防)福祉用具購入

排せつや入浴時に使う貸与にはなじまない福祉用具(①～⑥)及び、貸与か購入の一方を選択することができる福祉用具(⑦～⑨)を指定事業所から購入した際に、その購入にかかった費用の9割、8割又は7割が支給されます。

※介護保険対象の上限額：10万円（同一年度内：4月～翌年3月）

※TAISコード（タイスコード）が付いている福祉用具に限ります。

※歩行補助つえは、貸与の場合と購入の場合で介護保険対象となる杖の種類が異なりますのでご注意ください。

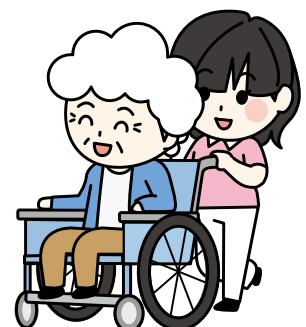
	対象となる福祉用具 ★印の一部は利用者の選択により貸与も可能
①	腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
②	特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
③	簡易浴槽
④	移動用リフトのつり具部分（介護を受ける方の体を包んで支えるシート）
⑤	入浴補助用具 （入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
⑥	排泄予測支援機器
⑦	固定用スロープ ★
⑧	歩行器（歩行車を除く） ★
⑨	歩行補助杖 ★ （カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラット・ホームクラッチ、及び多点杖に限る） ※一般の杖（T字杖、C字杖など）は対象外

※購入時に要介護・要支援の認定を受けている方が対象です。

※福祉用具購入の際には、介護保険被保険者証と負担割合証の提示が必要です。

※都道府県等からの指定を受けた事業者以外からの購入は、支給の対象になりませんので、ご注意ください。

※保険の支給を受けるには、購入後に領収証、カタログ（写）を添付し、市高齢介護課への申請が必要です。



住み慣れた住宅を改修し、より安全な生活を送る

かいごよぼう きょたくかいごじゅうたくかいしゅう (介護予防・) 居宅介護住宅改修

工事着工前の申請が必要です

生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、その改修にかかった費用の9割、8割又は7割が支給されます。改修費の上限は、要介護・要支援どちらの方も20万円です。事前の申請がない場合には、住宅改修費は支給されませんのでご注意ください。

◎介護保険の対象となる工事

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取替え
- ⑤洋式便器等への便器の取替え
- ⑥その他上記の住宅改修に付帯する工事



※屋外部分の改修工事も給付の対象となる場合があります。

◎手続きの流れ

相談・検討	地域包括支援センターの職員やケアマネジャーに相談します。
市へ事前に申請	工事を始める前に、市の窓口にて、申請書、住宅改修が必要な理由書、見積書、住宅全体の平面図、改修予定箇所の写真（日付入り）等、必要書類を提出し、市の審査を受けます。
市の審査・通知	市が申請内容を審査し、申請者（本人又は事業者）に通知します。
工事の実施・支払	市の審査結果を受けたのち、着工します。 改修後、工事箇所の写真を撮ります。（日付入り） 改修費用をいったん全額負担し、事業者に支払います。（償還払） ・改修費用全額を立て替えず、改修費用の1割、2割又は3割の自己負担額のみを事業者を支払う「受領委任払」という支払方法もあります。
払戻(保険支給)の手続き	全て終了したら、市の窓口にて写真や領収書等を提出し、工事が完了したことを伝えます。工事着工日、完了日も併せてご報告ください。
払戻(保険支給)	工事が介護保険の対象であると認められた場合、その改修に要した費用の9割、8割又は7割が支給されます。 負担割合が1割の方の場合、保険支給の上限は18万円です。

※改修工事前に、事前申請し、市の審査・承認を受ける必要があります。

- ケアマネジャーなどよく相談して工事箇所や業者を決め、市の窓口にて申請してください。
- ※限度額の20万円以内であれば、数回に分けて申請・改修することができます。
- ※引越した場合や要介護度が一定程度重くなった場合、20万円の再支給を受けることができます。
- ※本人や家族などが住宅改修を行う場合は、材料の購入費が対象となります。
- ※工事業者の選択の際は、複数の業者から見積書を取るなどして、工事内容や製品の特徴(仕様・材質)、金額等について比較・検討の上、決定してください。
- ※工事業者は、見積書を作成したら本人・家族等に工事内容や製品の特徴(仕様・材質)、金額等について説明し、見積書の内容に承諾を得てください。

2-6 介護予防・日常生活支援総合事業

＊ ＊地域のニーズや実績に応じて利用できるサービス＊ ＊

総合事業は、高齢者の介護予防と自立した日常生活支援を目的とした事業です。

かいごよぼう せいかつしえん じぎょう 介護予防・生活支援サービス事業

◆対象になる方

- ・要介護認定で要支援1・2を受けた方
- ・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方



1. 訪問型サービス（ホームヘルプ）

①基準緩和型サービス

要介護状態になることを防ぐため、ホームヘルパー等が訪問し、生活援助（買物、調理、掃除等のお手伝い）を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
週1回程度の利用	961円	1,922円	2,883円
週2回程度の利用	1,919円	3,837円	5,756円
週2回程度を超える利用	3,045円	6,090円	9,134円

※利用内容・回数は、ケアプランにより決まります。

②訪問介護相当サービス

要介護状態になることを防ぐため、ホームヘルパー等が訪問し、生活援助（買物、調理、掃除等のお手伝い）や必要に応じて身体介護（食事や入浴の見守り等）を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
週1回程度の利用	1,201円	2,402円	3,603円
週2回程度の利用	2,399円	4,797円	7,195円
週2回程度を超える利用	3,806円	7,611円	11,416円

※利用内容・回数は、ケアプランにより決まります。

2. 通所型サービス（デイサービス）

①基準緩和型サービス

要介護状態になることを防ぐため、通所介護施設（デイサービスセンター）に通い、運動やレクリエーション等を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1相当のサービスを利用した場合	1,459円	2,917円	4,375円
要支援2相当のサービスを利用した場合	2,938円	5,876円	8,813円

※入浴はありません。※利用内容・回数はケアプランにより決まります。

介護保険制度とは

介護保険サービスを使う

サービスに関する費用について

介護保険料について

栃木市の高齢者向けサービス

②通所介護相当サービス

要介護状態になることを防ぐため、通所介護施設（デイサービスセンター）に通い、日常生活上の機能を向上させるための体操や趣味等の活動を行い、必要に応じて、食事や入浴の提供を行います。

1か月あたりの自己負担のめやす

	1割負担の場合	2割負担の場合	3割負担の場合
要支援1相当のサービスを利用した場合	1,824円	3,647円	5,470円
要支援2相当のサービスを利用した場合	3,672円	7,344円	11,016円

※利用内容・回数はケアプランにより決まります。



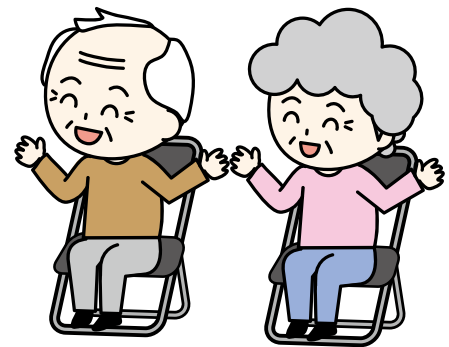
いっぱんかいごよぼうじぎょう

一般介護予防事業

自立支援や要介護状態になることを防ぐための事業で、65歳以上であれば誰でも参加できます。

◆一般介護予防事業の対象となる方

- ・65歳以上の方
- ・65歳以上の方を支援するための活動に関わる方



◆事業例

事業名	内容
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及や啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	体操教室など、地域の住民が主体となって行う介護予防活動の育成や、支援を行います。

☆地域づくり型介護予防事業「あったかとちぎ体操」

身近な地域の人同士で交流し、楽しみながら体操を続け、筋力向上、転倒予防を目指す内容です。地域住民同士の交流を目的にしているため、団体代表の方よりお問い合わせください。地域包括支援センターより、出前講座を行わせていただき、ご希望団体の方へ必要物品を貸し出しいたします。

☆介護予防ボランティア「ますます元気サポーター」

ご自身の介護予防・健康づくりのほか、介護予防ボランティア活動に興味のある方にお勧めです。年間を通じて講座日程が決まっています。また、地域包括支援センターによって活動状況・内容が異なりますので、詳しくは、お問い合わせください。(P.41)